



宮 崎 県 公 報

令和6年5月23日(木曜日) 第511号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

頁

例の一部を改正する条例の施行期日を定める規

則…………… (デジタル推進課) 1

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1

○公金の収納に関する事務の委託…………… (建築住宅課) 1

公 告

○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 1

規 則

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年5月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第30号

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(令和6年宮崎県条例第5号)の施行期日は、令和6年5月27日とする。

告 示

宮崎県告示第300号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和6年5月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
小森 智栄美 みこと鍼灸院	延岡市野田町5098-2 メゾン清水 102	令和6年2月26日

宮崎県告示第301号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務(以下「公金事務」という。)を次のとおり委託した。

令和6年5月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会	宮崎県宮崎市潮見町20番地1
延岡日向宅建協同組合	宮崎県延岡市日の出町2丁目1番地1

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等宮崎県営住宅(日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内)の住宅使用料及び駐車場使用料
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和6年3月28日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年3月28日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により拾ヶ島・七野地区県営土地改良事業(宮崎市、経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年5月23日から令和6年6月20日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市田野総合支所農林建設課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。